

豊橋市監査公表第6号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年7月21日

豊橋市監査委員	古 池 弘 人
同	朝 倉 茂
同	古 閔 充 宏
同	川 原 元 則

令和4年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
文化・スポーツ部	「文化のまち」 づくり課 (豊橋市公会堂)	67	指摘事項	固定資産の管理について、豊橋市の規則に従い適切に管理すべきである。	備品台帳と現物を確認し、令和5年3月に貼付可能な形状の現物には備品シールを貼るなど、適切な管理ができるよう対応した。	R5.6.2
		68	意見	新型コロナウイルス対策の一環として利用者から入手している「豊橋市文化施設利用についての確認事項」について、全ての利用者から入手することが望まれる。	包括外部監査結果を受け、令和5年2月より利用者に確認事項用紙の提出を徹底した。 なお、新型コロナウイルス感染症対策方針の変更により、令和5年5月8日より「豊橋市文化施設利用についての確認事項」は廃止した。	R5.6.2
		68	指摘事項	「豊橋市公会堂利用料減免申請書」は豊橋市の正式な書類のため、インクで記載し、修正があれば二重線で訂正すべきである。	包括外部監査受検後の令和4年7月に、職員へ指示を行い、インクで記載するよう徹底した。	R5.6.2
		68	意見	釣銭準備金について保有することを検討されることが望まれる。	包括外部監査受検後の令和4年9月より、つり銭準備金を用意し、適切に管理することとした。	R5.6.2
	「文化のまち」 づくり課 (穂の国とよは し芸術劇場)	87	意見	備品の状況について、豊橋市と指定管理業者で適時に情報共有を行うことが望まれる。	豊橋市、特別目的会社、指定管理者と情報共有を行い、適正に管理ができるよう、令和5年4月から、毎月3者で開催する定例会議で、備品の交換などがあった場合は特別目的会社からの報告に基づき確認することとした。	R5.6.2
		87	意見	現金について、組織として定期的に残高を確認する仕組みづくりが望まれる。	帳簿上の残高と実際の残高の照合は、これまで担当者が隨時行っていたが、令和5年4月から月1度、事務局長が行うこととした。	R5.6.2
		87	意見	複写式用紙が必要ではない施設については、コピー用紙で対応するなどの方法が望まれる。	令和5年4月より、コピー用紙で対応することとした。	R5.6.2
		89	指摘事項	決裁書等の事項は網羅的に記載する必要がある。	決裁書等の事務処理については、作成時、決裁時における書類の確認が不十分であったことから、令和5年2月に研修を行い、習熟度を高めるなど確認体制の強化を図った。	R5.6.2

令和4年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
文化・スポーツ部	「文化のまち」づくり課 (穂の国とよはし芸術劇場)	89	指摘事項	客席誘導灯のカバーはずれないよう、確実に固定する必要がある。	客席誘導灯のカバーは、指定管理者として施設管理の利便性上、受託後独自に設置したものであるため、取り外しても安全上問題ないことを確認した上で、令和5年3月に全てのカバーを撤去した。	R5. 6. 2
		89	意見	階段などに貼付されている蓄電テープは、剥がれていなか定期的に確認し、剥がれているものについては適切な対応を行うことが望まれる。	包括外部監査結果を受け、令和5年3月に貼り直しを行うなど適切に対応した。	R5. 6. 2
教育委員会	美術博物館 (商家「駒屋」)	152	指摘事項	特定非営利活動促進法に則り貸借対照表は作成後遅滞なく公告する必要がある。	包括外部監査で指摘があった後、NPO法人二川宿を指導し、同法人のホームページに貸借対照表（令和4年度通常総会資料）が公告されているのを確認した。	R5. 5. 31
		154	意見	条例で使用料が定められた施設については、使用料の徴収の考え方について整理を行うことが望まれる。	使用料の徴収の考え方としては、豊橋市二川宿本陣資料館条例で使用料が定められている施設が利用できない状況は不自然であるため、令和5年3月議会で同条例を改正して、中土蔵と北土蔵の料金設定を削除した。	R5. 5. 31
		155	意見	豊橋市の歴史文化を全国に発信するため、ホームページで地元の特産品を紹介することが望まれる。	包括外部監査で意見があった後、NPO法人二川宿を指導し、同法人のホームページの「ふたこまや（ショップ）」において地元の特産品である豊橋筆、帆前掛け、刺子グッズなどを画像付きで掲載していることを確認した。	R5. 5. 31
		157	意見	他団体の宿場街道等の整備事例を参考に、二川宿という貴重な歴史的資源の価値の向上をさらに目指すことが望まれる。	二川宿は、平成28年度に都市景観大賞の都市空間部門において東海初の大賞（国土交通大臣賞）を受賞していることから一定の評価をいただいているものと考えているが、二川宿という貴重な歴史的資源の価値の向上を目指し、地域住民と協働して空き家古民家の再生活動や、アートイベント等のワークショップなどを今後も継続して実施していく。	R5. 5. 31

令和3年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
福祉部	長寿介護課	98	意見	老人クラブから提出される収入支出決算書について証憑等の提出を求め、内容の確認をすることが望まれる。	<p>補助金の支給対象となる経費に問題ないか確認するために、一部の老人クラブについて領収書の提出を求め、サンプリングにより整合性や内容のチェックなど実施した。</p> <p>【令和3年度】 2月：【市老連常任理事会】R 4に領収書の提出を求める旨、事務連絡 3月：【市老連理事会】R 4に領収書の提出を求める旨、事務連絡</p> <p>【令和4年度】 4月：【市老連常任理事会・理事会】領収書の提出を求める旨、事務連絡 11月：該当の単位老人クラブ会長へ領収書等提出依頼 1月：領収書の確認 2月：該当の単位老人クラブ会長へ確認結果通知 2月：【市老連常任理事会】確認結果を報告 3月：【市老連理事会】確認結果を報告</p>	R5. 6. 6
都市計画部	都市交通課	192	意見	【渥美線南栄駅バリアフリー化事業補助金】 実績報告書に対する審査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。	課内で協議した結果、令和5年2月28日に提出書類の確認表を作成し、複数の職員により確認表へ照合証跡を残すようにした。	R5. 6. 16
		194	意見	【路面電車軌道敷整備事業補助金】 実績報告書に対する審査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。	課内で協議した結果、令和5年2月28日に提出書類の確認表を作成し、複数の職員により確認表へ照合証跡を残すようにした。	R5. 6. 16
		202	意見	【「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金】 引き続き「地域生活」バス・タクシー運行事業の今後の在り方を検討することが望まれる。	コロナ禍による利用者激減からの回復を目指し、継続基準が達成できるよう、今後も地域運営団体や交通事業者と連携しながら、運行ダイヤ・ルート及び費用執行の適正化に努めるとともに、回数券割引キャンペーンや夏休み期間小学生運賃無料キャンペーン、ミニツアーや、積極的な利用促進に取り組んでいく。	R5. 6. 16
		203	意見	【「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金】 補助事業者が補助金額を課税売上として申告していることについて、口頭で確認するだけでなく、根拠資料を確認することが望まれる。	課税売上として処理していることについて、口頭で確認した後、書面（仕訳伝票）でも確認を行いましたが、令和4年4月1日より補助金額の算定を税抜金額で実施することとしたため、課税売上の確認が不要となつた。	R5. 6. 16

令和3年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
都市計画部	都市交通課	203	意見	【「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金】 補助金額の算定を税抜金額で実施することを検討することが望まれる。	令和4年4月1日より補助金額の算定を税抜金額で実施した。	R5. 6. 16

令和元年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
文化・スポーツ部	「文化のまち」づくり課	33	指摘事項	各施設の所管課で収支不足等の要因を分析し、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルを確立する必要がある。	文化施設については、指定管理者の更新のタイミングにおいて、収支不足等を分析し、受益者負担の現状や近隣施設の状況等を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から、利用料金の見直し等を行うこととした。 なお、令和5年度からのアイプラザ豊橋の指定管理者更新に当たり、見直しを行った結果、利用料金は変更なしとなった。	R5. 6. 2
		33	指摘事項	各施設の所管課は使用料の見直しについて主体的に検討し、どのように対応していくか意思決定する必要がある。	使用料の見直しについては、施設の利用状況や収支状況等を分析の上、市全体の方針に基づき、必要に応じて使用料の改定をするなどの対応を行う。	R5. 6. 2
	「文化のまち」づくり課 (ライフポートとよはし)	64	意見	各施設の適正な利用料金を一義的に定めることは難しいが、継続的に利用料金の見直しを検討する必要がある。また、男女共同参加センターと勤労者会館では、施設の目的に沿った利用団体が優先利用でき、料金も半額となっている。社会環境が変化してきているので、利用者により区別した料金設定が受益者負担の観点から望ましいのか再検討することが望ましい。	使用料の見直しについては、施設の利用状況や収支状況等を分析の上、市全体の方針に基づき、必要に応じて使用料の改定をするなどの対応を行う。	R5. 6. 2
総合動植物公園	自然史博物館	33	指摘事項	各施設の所管課は使用料の見直しについて主体的に検討し、どのように対応していくか意思決定する必要がある。	令和2年10月2日付け2豊財号外「受益者負担の適正化について」に従い、設備の更新等個別の事由がある場合には適宜使用料の見直しを行っていく。	R5. 7. 19